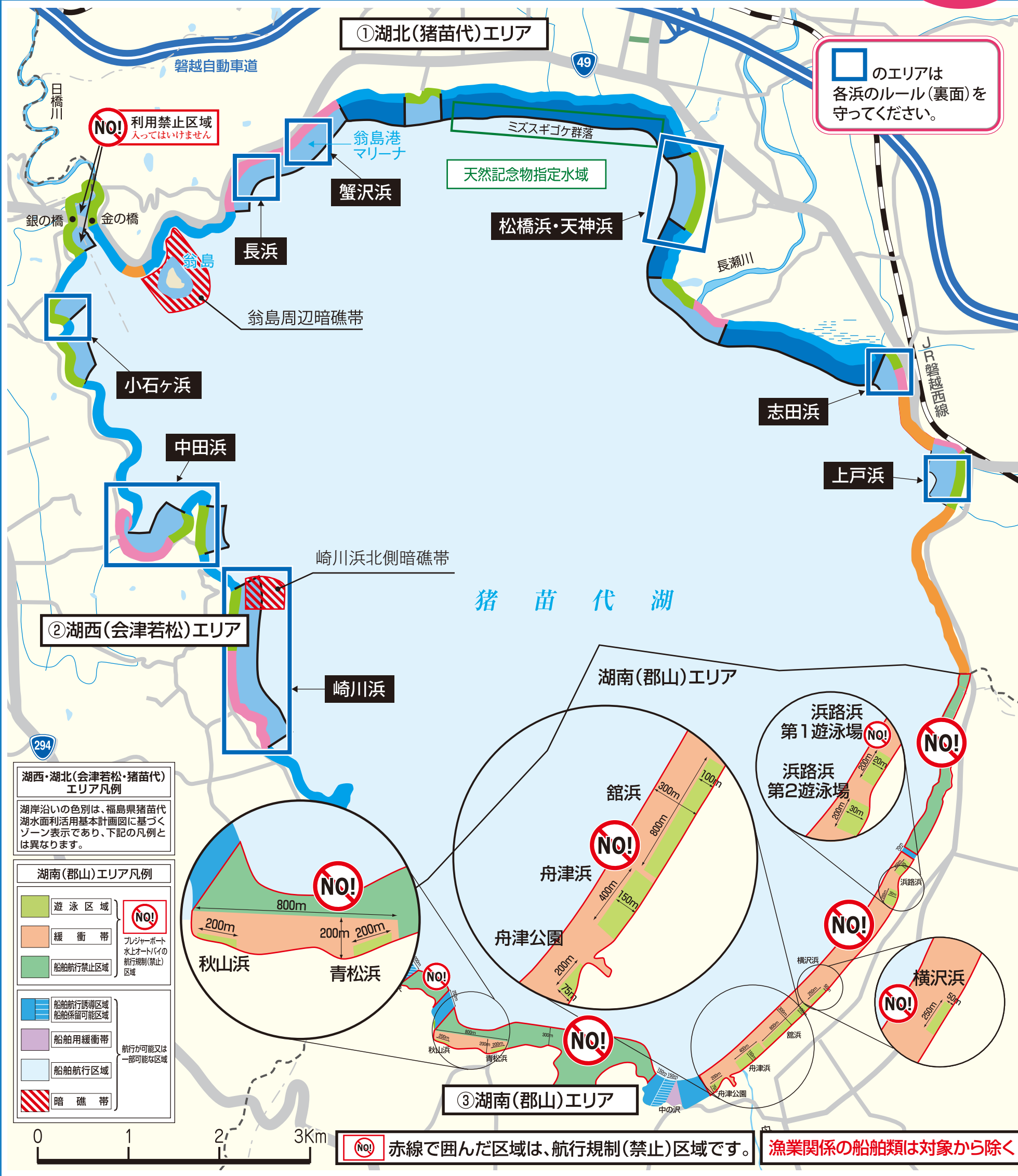


プレジャーボート 水上オートバイ

ご利用の方の 航行可能区域

猪苗代湖の
ルールを守り、
人と環境に優しい
水面利用を
しましょう。



お問い合わせ先
(利用区分について)

郡山市 (湖南町周辺)	秋山浜、青松浜、舟津公園、舟津浜、館浜、横沢浜、浜路浜(第1・第2)	会津若松市	崎川浜、中田浜、小石ヶ浜	猪苗代町	上戸浜、志田浜、天神浜、松橋浜、蟹沢浜、長浜
▶▶ 郡山市観光課	024-924-2621	▶▶ 会津若松市観光課	0242-39-1251	▶▶ 猪苗代町商工観光課	0242-62-2117

緊急時の連絡先
(事故等について)

▶▶ 郡山北警察署、郡山消防署湖南分署	▶▶ 会津若松警察署、会津若松消防署	▶▶ 猪苗代警察署、猪苗代消防署
---------------------	--------------------	------------------

連絡先 → 110(警察) ・ 119(消防)

猪苗代湖 各浜の利用ルール

ルールを守って事故のないようにしましょう

利用区分 凡例

-  遊泳者
-  手こぎボート
-  ペダルボート
-  ウィンドサーフィン
-  カヌー
-  水上オートバイ
-  モーターボート

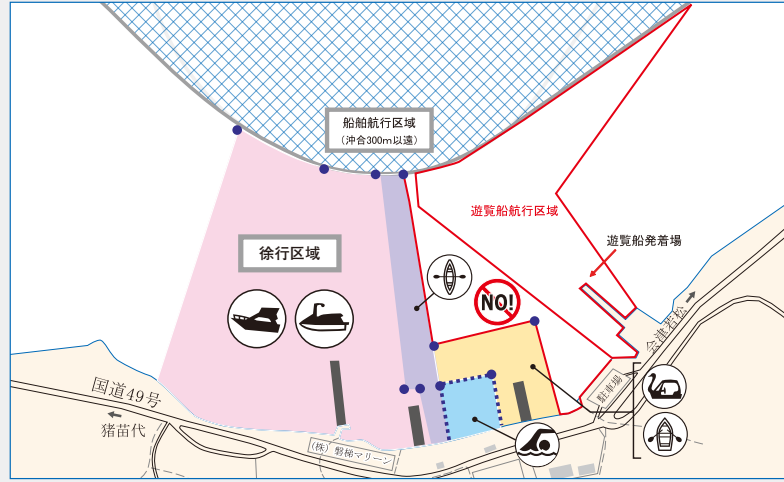
NO! 利用禁止区域
全ての利用禁止
入ってはいけません

-  棧橋
-  緊急用棧橋
-  ブイ

各浜で利用区分が
決められています。
別の利用区分には
立ち入らないでくだ
さい。

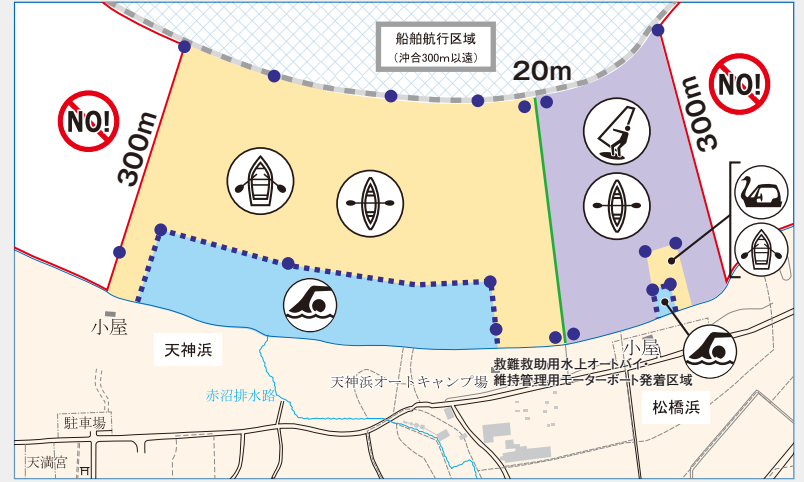
長浜

長浜において湖岸及び湖水でのウィンドサーフィンの利用禁止
NO! の区域はすべての利用が禁止です。



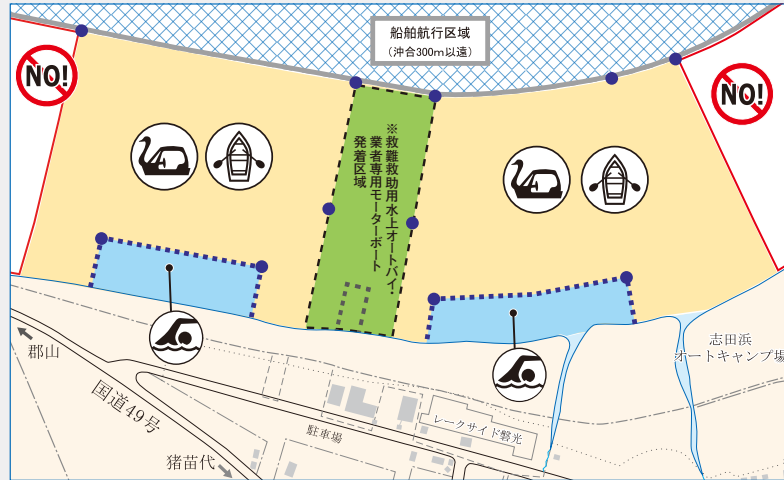
松橋浜・天神浜

水上オートバイ、モーターボートは浜には入れません。
NO! の区域はすべての利用が禁止です。



志田浜

ウィンドサーフィン、カヌー、水上オートバイ、モーターボートは浜には入れません。
NO! の区域はすべての利用が禁止です。



上戸浜

ウィンドサーフィン、カヌー、水上オートバイ、モーターボートは浜には入れません。
NO! の区域はすべての利用が禁止です。



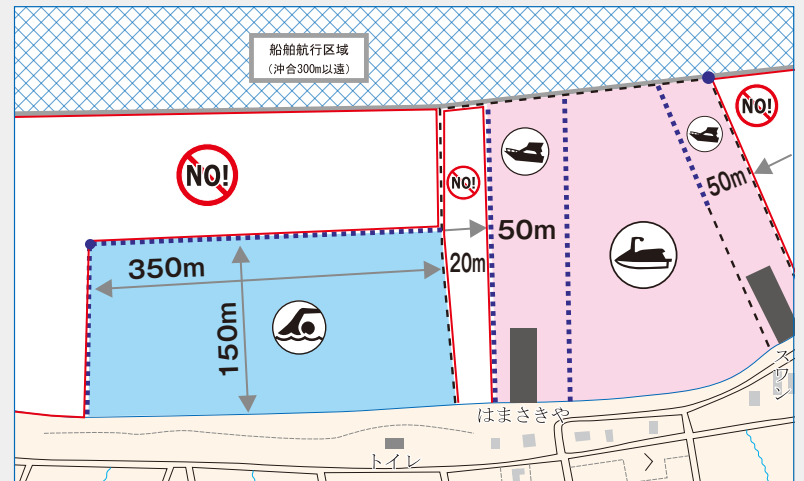
蟹沢浜

ウィンドサーフィン、ペダルボートは浜には入れません。マリーナ港路を航行する船舶等に注意。
NO! の区域はすべての利用が禁止です。



崎川浜

NO! の区域はすべての利用が禁止です。



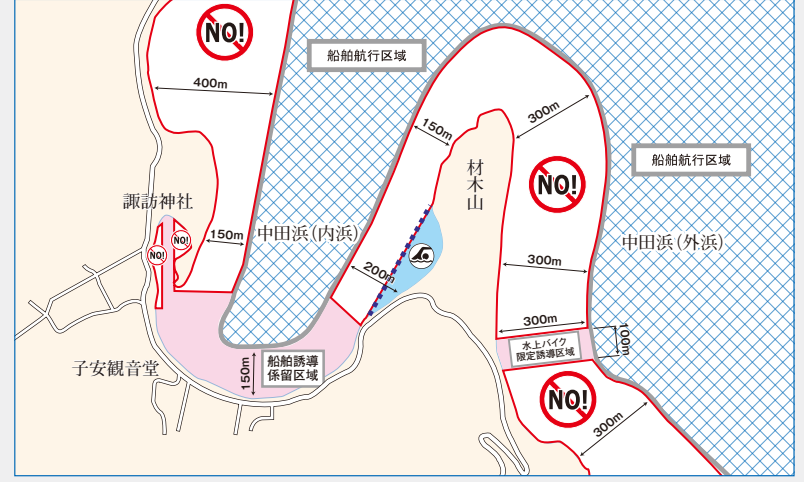
小石ヶ浜

NO! の区域はすべての利用が禁止です。



中田浜

NO! の区域はすべての利用が禁止です。



湖水を利用されるみなさまへ

次の行為は「福島県遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例」により禁止されています。目撃した方は、最寄の警察署に通報してください。(110番)

- 酒に酔った状態その他正常な運転ができない状態での運転行為 (福島県条例第八十号第十七条の規定により、二十万円以下の罰金)
- 遊泳区域内の航行 (福島県条例第八十号第八条第二項の規定により、二十万円以下の罰金)
- 遊泳者が危険と感ずる行為 (福島県条例第八十号第九条)

- 湖に出る際は、各スロープ管理者(場)にて受付又は出航届を出してください。
- 利用できる期間は5月上旬～10月第2日曜日までです。
- 利用できる時間は5月～8月は8時～18時まで、9月～10月は8時から16時です。
※但し、緊急時及び事業者の船を除く。(詳細は各浜へ問い合わせてください。)
- 沖合300メートル以遠の区域で走行してください。
- 乗入については、指定されている出入口より徐行で進入してください。
- ライフジャケットを着用してください。
- 緊急時に連絡が取れるように防水袋に携帯電話を入れて携行してください。

- 小型船舶操縦士免許、船舶検査証書を携帯してください。
- 通行される方の利用の妨げにならないよう駐車場を利用して作業を行ってください。
- 砂浜への乗り入れや路上駐車は他の利用者や通行の迷惑となるためやめてください。
- 当日の水温、気温を確認し状況にあった装備(ウエットスーツ等)で利用してください。
- 遠方に走行する場合は、2隻以上で利用してください。また、1隻で走行する場合、管理者が確認できる範囲で走行を行ってください。
- タバコのポイ捨ての禁止。また、ゴミは持ち帰りにご協力ください。

事業者のみなさまへ

- 小型船舶操縦士免許、船舶検査証書を確認しましょう。
- 救命胴衣を着用しているか確認しましょう。
- 飲酒運転でないか確認・指導しましょう。
- 利用内容(人数、何隻、出航時間、帰港時間)の確認をしましょう。
- 緊急時に連絡できる方法を確認しましょう。
- 1隻で走行する場合、管理者が確認できる範囲で走行するように指導しましょう。
- 利用できる時間1時間前に帰港確認をしましょう。
- 利用できる期間や時間以外の利用の場合は事業者の管理・責任において指導をしてください。